（広域系統整備計画の届出）

第十六条　推進機関は、法第二十八条の四十七第一項の規定による届出を行おうとするときは、様式第十五の広域系統整備計画届出書に広域系統整備計画を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2　法第二十八条の四十七第二項第一号の経済産業省令で定める電気工作物は、電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第一条第二項第一号に規定する変電所及び同項第二号に規定する送電線路とする。

3　法第二十八条の四十七第二項第四号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　広域系統整備計画の策定に係る検討の経緯及びその内容

二　一般送配電事業者又は送電事業者である広域系統整備計画の実施主体

三　法第二十八条の四十七第二項第一号の電気工作物に係る整備又は更新の工事の完了の予定時期

四　前各号に掲げるもののほか、広域系統整備交付金交付業務を実施するために必要な事項

（広域系統整備計画の変更の届出）

第十七条　推進機関は、法第二十八条の四十七第三項の規定による広域系統整備計画の変更の届出をしようとするときは、様式第十六の広域系統整備計画変更届出書に当該変更後の広域系統整備計画を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2　法第二十八条の四十七第三項の経済産業省令で定める軽微な事項は、次に掲げるものとする。

一　前条第三号に規定する工事の完了の予定時期（工事の完了の予定時期を繰り上げる変更に係るものに限る。）

二　法第二十八条の四十七第二項第三号に規定する費用の概算額（費用の概算額が減少する変更に係るものに限る。）

三　法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の広域系統整備計画の内容の実質的な変更を伴わない事項

3　法第二十八条の四十七第四項第四号の経済産業省令で定める基準は、電気の安定供給の確保、経済性及び環境への適合に資するものとして経済産業大臣が定める基準に適合するものであることとする。

4　推進機関は、法第二十八条の四十七第五項の規定により変更した広域系統整備計画の届出を行おうとするときは、様式第十七の広域系統整備計画軽微変更届出書に当該変更後の広域系統整備計画を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（立入検査の結果の報告）

第十八条　推進機関は、法第百七条第十二項の規定による報告をしようとするときは、様式第十八の立入検査結果報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（立入検査の身分証明書）

第十九条　法第百七条第十三項の証明書は、様式第十九によるものとする。

備考　表中の［　］は注記である。

［新設］

［新設］

（立入検査の結果の報告）

第十五条　推進機関は、法第百七条第十二項の規定による報告をしようとするときは、様式第十四の立入検査結果報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（立入検査の身分証明書）

第十六条　法第百七条第十三項の証明書は、様式第十五によるものとする。